

税務キャッチ・アップ

所得税関係

退職所得の現年分離課税

1 はじめに

銭湯を営んでいた個人事業者甲は、今年6月に事業を廃止した。これを機に小規模企業共済の共済金を請求する予定である。

事業廃止にあたり、施設の廃棄等で多額の経費がかかったため、今年の実業所得はマイナスになる。事業所得の損失と小規模企業共済の所得（退職所得）を通算することができるか。

以下の前提で、所得税および住民税の取扱いを確認する。甲は青色申告事業者である。

| | |
|-----------|---------|
| 事業所得 | △900万円 |
| 退職所得 | 1,000万円 |
| 所得控除（所得税） | 200万円 |
| 所得控除（住民税） | 190万円 |
| 所得税源泉徴収 | 180万円 |
| 住民税特別徴収 | 100万円 |

2 所得税

事業所得の損失△900万円は損益通算により退職所得1,000万円から控除される。損益通算後の退職所得の金額は100万円である（所法69①）。

退職所得100万円から所得控除200万円を控除しきれないので、課税所得はゼロとなり、所得税はかからない。源泉徴収された所得税180万円は全額還付される。

3 住民税

個人住民税は、前年中の所得に対して課税する前年所得課税を採っているが、退職所得につ

いては、他の所得と区分して所得の発生した年に課税する現年分離課税によっている（地法50の2、328）。

退職所得に現年分離課税を採用するのは、前年所得課税によると退職後の事業資金等に退職金を使用された後に課税されること、定年退職の場合にはその後の収入が極端に減少することから、納税者に強い負担感を与えてしまうので、これを緩和するための措置と説明されている。

① 現年課税の方法

退職手当等の支払いが行われる際にその支払者が住民税を特別徴収する。

② 損益通算と所得控除

退職所得に係る住民税は、完全な分離課税であり、支払者の特別徴収により課税が完結するので、他の所得の計算上生じた損失がある場合でも損益通算は行われない。所得控除の適用もない（地法50の2、328）。

したがって、本事例のケースでは、事業所得△900万円は退職所得1,000万円と通算することはできないし、180万円の所得控除を退職所得から控除することもできない。

1,000万円の退職所得に係る住民税の課税は、100万円の特別徴収で完結するので、所得税のように還付を受けることはできない。

③ 純損失の繰越し

（地法32⑧、313⑧）

事業所得△900万円は純損失として翌年以降3年間繰り越される。

所得税では純損失が生じないため、所得税の確定申告書には純損失の記載がない。住民税の純損失の金額を明確にするため、住民税の確定申告書を別途提出すべきと思われる。

④ 前年所得課税される退職所得

現年分離課税される退職所得は、所得税法199条により源泉徴収の対象になるものである。

レアケースではあるが、例えば「常時2人以下の家事使用人のみに給与等の支払をする者」から支払いを受ける退職金は源泉徴収対象にならないため、この退職金に係る住民税は前年所得課税になる。

仮に事例の退職所得がこれに該当するならば、事業所得とともに前年所得課税の対象になり、損益通算と所得控除により住民税はゼロになる。

4 おわりに

前述のとおり、退職所得の現年分離課税は納税者の負担感を軽減するためのものである。これを採用することによって納税者に不利な取扱いにならないような措置が望まれる。

（右山研究グループ）
税理士 中川 祐一